

# 「2021島根県東部水害支援基金」 第一次助成 募集要項

この助成事業は、災害復旧支援のために設置された「2021島根県東部水害支援基金」への寄付を原資に実施されています。寄付が原資の助成であることを踏まえ被災地のニーズをとらえた活動を対象としています。

## ◆目的

2021年7月12日に島根県東部で発生した大雨による災害支援活動を行う島根県東部団体等の支援活動や活動復旧に対する助成を行うことで被災地の復興を目指す。

## ◆対象となる事業(経費)

2021年7月12日に島根県東部で発生した水害に対して島根県東部の団体が実施する支援活動経費

(原則として2021年8月31日までに実施の事業)

- ・被災者の孤立防止につながる取り組み
- ・子ども・障がい者・高齢者の居場所づくりやケアにつながる取り組み
- ・被災者やボランティアの医療・福祉の支援に関する取り組み
- ・女性や子ども等、災害弱者を守るための取り組み
- ・その他、申請団体が被災地ニーズを把握しており、緊急を要する取り組み

※なお申請以降の経費も助成の対象とする(事業実施に最低限必要な費用が対象)。

## ◆対象団体、助成金額

### 【対象団体】

島根県東部に事務所(支部を含む)を置き、応募条件(下記参照)を満たす NPO 法人、社会福祉法人、任意団体など(法人格などの有無は問わない)

### 【助成金額】

災害支援活動: 1 団体 5 ~ 20 万円程度

## ◆選考方法

申請のあった団体から随時書類選考を行う。また必要に応じて電話等でヒアリングを行う場合がある。

### 【選考の視点】

- ・(ニーズとの合致)被災地のニーズを反映したものが、またニーズ把握ができているか、支援対象者との関係構築ができているかどうか
- ・(実行力)実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・(資金管理)寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

## ◆助成募集期間

第1次募集期間:2021年7月19日(月)~7月30日(金)

※上記期間中に申請ごとに随時審査・助成を行う。また、状況により募集期間の延長を行う。

## ◆応募条件

- (1) 島根県東部に事務所(支部含む)をおく団体
- (2) 被災地支援のため、現地にて支援活動を実施予定または実施中の団体、または被災地に事務所や活動拠点があり、被災により停止した活動再開を目指す団体
- (3) 助成実施後に活動報告の提出と公開への同意をいただける団体

## ◆Q&A

Q.助成金の支払時期は？ 報告書への領収書の添付は必須か？

A. 事前支出が必要な事業のみ事前に助成金を支払います(一部支払いの場合もあり)。受け入れ人数等で変動する事業も多いため、事後支払いを原則とします。また、精算にあたり原則として、領収書が必要となります。ただし、助成条件で単価合意を事前に事務局とした場合(1名〇円など)ややむを得ない場合でカタログなどで単価が明らかなものは領収書の添付がなくても支出可能です。

Q.経費はいつからが助成対象となりますか？

A. 採択日でなく、申請時以降のものが事業費の助成対象となります。すでにニーズがあり、速やかに実施する必要がある場合、採択の可否の可能性についてのお答えはできませんが、自己の判断で先行して実施していただいた場合でも対象経費とすることができます。ただし、不採択の場合には、既に支払い済みの経費であっても助成できませんので、ご注意ください。

Q.どのような経費が対象となりますか？

A. 緊急助成ですので、事業実施に必要な最低限の費用となります(交通費や会場費や消耗品、バス借り上げ費等)。

人件費は対象となりません(ただし、バスの運転手費用など専門性の高い事業の人件費は対象となる場合もあります)。また事業実施後、団体の資産計上につながるものについては対象となりません。(団体として購入するが、助成金額はリース料金で決定の場合もあり。)

## ◆事務局及び申請先

公益財団法人 うんなんコミュニティ財団

〒699-1332 島根県雲南市木次町木次36番地

TEL・FAX: 0854-47-7787 E-Mail: info@unnan-cf.org URL <https://www.unnan-cf.org/>